

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

北九州市では、市民の学習活動を総合的に支援するため、これまで以下のような計画を策定してきました。

- 平成10年度 北九州市生涯学習推進構想
- 平成14年度～17年度 北九州市生涯学習推進計画
- 平成18年度～22年度 北九州市教育行政総合計画（いきいき学びプラン）
- 平成23年度～27年度 北九州市生涯学習推進計画
- 平成28年度～令和2年度 北九州市生涯学習推進計画《“学びの環”推進プラン》

「北九州市生涯学習推進計画《“学びの環”推進プラン》」策定から5年が経過し、社会環境にも変化が見られ、その間、国においては、平成30年6月に第3期教育振興基本計画が策定され、平成30年12月には中央教育審議会答申（人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について）がまとめられました。それに伴い、「生涯学習社会」に求められる役割にも変化がみられるようになってきました。

人口減少や少子高齢化をはじめとする多様な課題の顕在化や、社会環境の変化を受け、今後、我が国の地域社会においては、住民主体でこれらの課題や変化に対応することが求められます。

また、人生100年時代を迎えようとしている中で、高齢者から若者まで、全ての人に活躍の場があり、全ての人が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくることが求められます。

国際的にも平成27(2015)年9月の国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択、「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられ、持続可能な世界を実現するための17の目標・169のターゲットが定めされました。

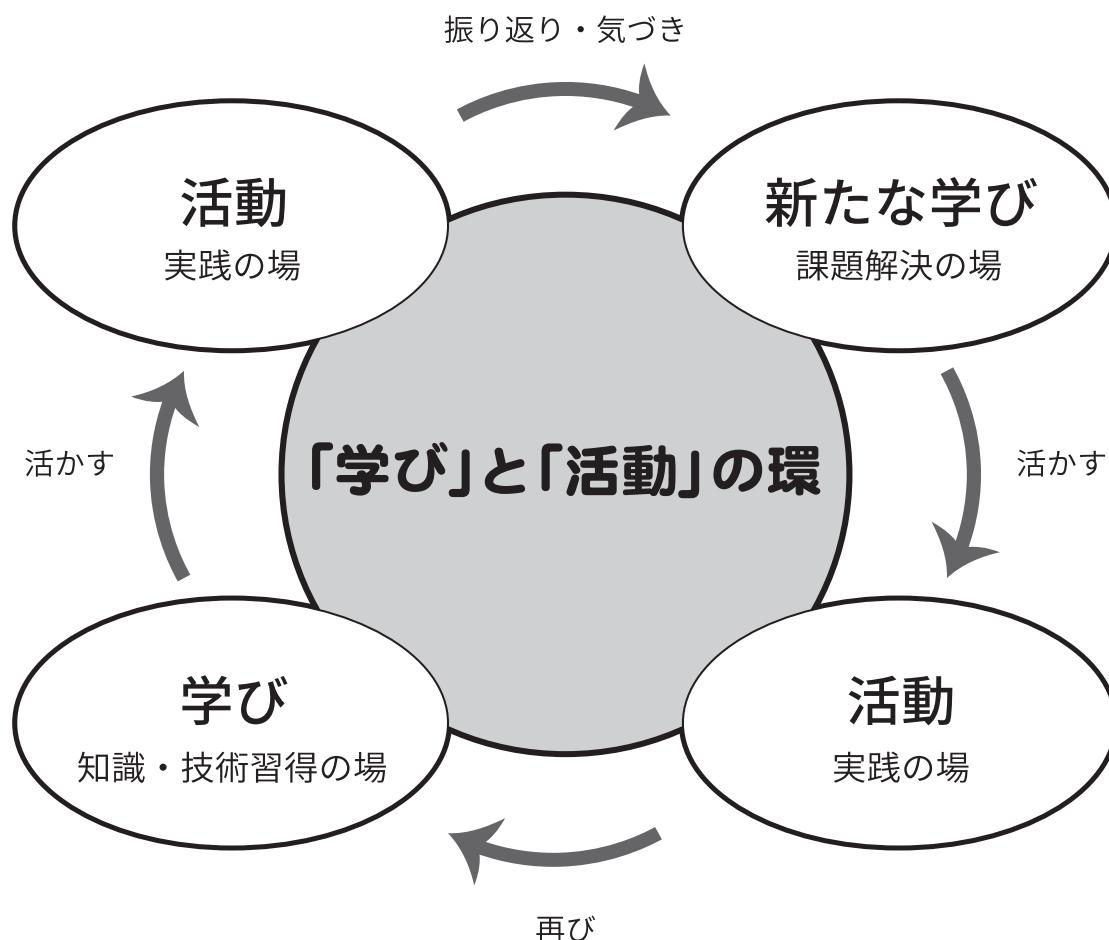
SDGsを受けて策定された日本国内の実施指針においても、優先的に進める分野の一つとして「あらゆる人々の活躍の推進」が挙げられています。

これらのことから、一人一人が学びを通じてその能力を維持向上し続けることができるよう、生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を個人の生活や地域での活動等に活かすことができる「生涯学習社会」実現への取り組みを進めることが重要です。

「生涯学習社会」の実現のためには、学びたいと思った市民がいつでも学ぶことができる環境づくりに取り組む必要があります。さらに、学びを学びで終わらせるのではなく、その成果を活動に活かすことで新たな課題を発見し、その課題を解決するために新たな学びを求

めるといった、持続的な学びと活動が循環する仕組みづくりに取り組む必要があります。

北九州市は、「生涯学習推進計画《“学びと活動の環”推進プラン》」を策定することにより、市民一人一人の自己実現や学習した成果を活動に活かす自主的・主体的な学習活動を支援し、循環型生涯学習社会づくりを目指します。



2. 計画の位置付け

(1) 計画の位置付け

「生涯学習推進計画」は、「元気発進！北九州」プラン（市の基本構想・基本計画）の部門別計画の1つに位置付けています。

また、「北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」、「北九州市スポーツ振興計画」、「北九州市文化振興計画」と並んで、教育基本法第17条第2項の規定に基づく、地方公共団体が定める「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付けています。

(2) 計画期間

令和3年度～令和7年度の5年間。ただし、計画期間中であっても、社会経済環境の変化、市民ニーズの変化、国・県の動きなどを踏まえながら、必要に応じて計画の見直しを行います。

(3) 計画の対象

対象範囲は、主に「社会教育」「家庭教育」分野としていますが、他部局でも人材育成や学習機会の提供に関する事務事業が実施されていることから、これらの事務事業についても盛り込みながら横断的な計画となるようにしました。

3. 計画の推進

(1) 推進体制

社会教育、生涯学習関連分野に関する諸計画の立案や調査研究を行う付属機関である「社会教育委員会議」において、毎年、計画に掲げる事業等の進捗を報告するとともに、社会教育委員の意見を聞きながら、計画的かつ効果的に推進を図ります。

(2) 推進の考え方

- 推進にあたっては、社会経済環境の変化、市民ニーズの変化などを踏まえ、必要に応じて見直しながら推進します。
- 毎年度実施している教育委員会事務点検・評価の中で、当該計画に掲げる事務事業についても評価を行い、改善に取り組みます。
- 計画の進行管理については、学校教育（小・中学校関係者）、社会教育（関係団体関係者）、家庭教育（幼稚園連盟、PTA協議会関係者）、学識経験者（大学講師、市議会議員、市民代表等）で構成される社会教育委員と事務事業を所管する関係部局が入った社会教育委員会議において計画的に実施していきます。